

中央協議会における審査基準(改革型のうち漁獲対象種・漁法の複数化)

	基礎ポイント	加算ポイント	対象メ ニュー ※1
			改革型
I 収益性向上の取組			
①単一の水産資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化	単一の水産資源に頼らない漁獲対象種又は漁法の複数化の取組となっているか、これまでに類似の事例がある場合にはその結果を踏まえた上で計画が練られているか、取組内容に新規性があるか、国費に見合う実証価値があるか、十分な波及効果が期待できるか、労働生産性の向上(効率化)が図られているかの観点から、度合いと実現可能性に応じて評価。 (主要な取組が新船建造によらずとも実施可能な場合は低評価。)	下記に該当する場合、新規性を勘案して評価。ただし収益性向上に資する場合に限る。 (複数選択可。ただし1つの行為が複数に該当する場合はいずれか1つを選択。)	◎
		ア 操業方法の大幅転換を図る。	○
		イ 既存規制の緩和につながる。	○
		ウ 研究機関で有効性が確認された漁労技術等を組み入れた取組である。	○
②ICT技術の活用による操業効率化	過去にもうかる事業で採用された技術や装置、取組等 ^{※2} の効果検証を踏まえた上で有効なものを採用しているか、その度合いと実現可能性に応じて評価(Ⅱ③に関する取組を除く。)	これまでに採用されていない新たな有効な技術や装置等を投入する場合、実証する価値と実現可能性に応じて評価。	○
③漁船のメンテナンスにかかるコストの低減	改修費低減への取組の程度に応じて評価。	船体の大幅改修や再利用が容易であり、かつ、エンジンや冷凍機の換装が容易である等従来の仕様に囚われない設計を新たに考案しこれを導入しようとする場合、将来性を踏まえて評価。	○
④流通販売(輸出促進を含む。)	マーケットインの取組等、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。	下記に該当する場合に評価。	◎
		ア 輸出促進対策を講じる場合、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。 (ただし、新船建造又は大規模改修によらねば困難なほどのハード面の取組改善がある場合が対象。)	○
		イ 輸出実績があり、関連施設のHACCP認証を取得する等業界団体を挙げて今後の収益向上の取組として重要視している場合、程度に応じて評価。	○
II 資源管理			
①資源管理計画・協定以外の自主的な取組	資源管理計画・協定の内容を記載の上、同協定の効果を高める自主的な取組や同協定の内容を上回る取組を実施する場合、資源管理への影響に応じて評価(②との重複可。)		◎
②改正漁業法に基づく数量管理(IQ管理)の高度化	主たる漁獲物(水揚金額の半分以上を占める魚種)でIQ管理若しくはこれに準ずる取組を行っている場合、又は、当該取組の導入に向けて具体的な取組を行っている場合、その進展度合い等に応じて評価(業界団体としての主体的な取組がない場合は低評価。)	下記に該当する場合に評価。	○
		ア 船上記録カメラを搭載し、管理当局から情報提供を求められたら提供するとしている場合、地域漁業管理機関の取決めの枠外で実証船に自主的にオブザーバーを乗船又は電子モニタリングシステムを搭載させることを業界団体として誓約する場合。	○
		イ スクラップ漁船からIQ譲渡を受ける計画。	○
③漁獲報告の電子化・自動化等	洋上からの電子化した漁獲報告(FAX除く)の取組状況又は取組予定について、業界を挙げて取り組んでいる場合、地域又はグループの取組である場合、行政当局に相談の上独自の取組を行う場合、行政当局から要請があった場合に対応している場合、の順に程度に応じて評価。	下記に該当する場合に評価。 ア 洋上からの漁獲報告の自動化に既に取り組んでいる場合。 イ 操業情報、水温等の漁海況データを、資源評価を担う研究機関又は漁海況予測の精度向上に協力する機関の求めに応じ自動送信することとしている場合。	○
III みどりの食料システム戦略(省エネの取組)			
①水揚量又は水揚金額あたりの燃油使用量の削減(低速走行による削減分を除く。操業日数削減による効果を含む。) (船団操業の場合は船団全体の削減幅で評価。業界全体で減船する場合は減船による削減分を考慮可。)	削減率 ^{※3} とその実現可能性に応じて評価。 ただし、漁法の複数化を行う場合など代船と被代船の使用や操業形態が異なり、改革前後の比較による評価が困難な場合は、次の方法で削減率を算出することも可能とする。 削減率(%)=[1-(改革後の燃油使用量)/(改革漁船において省エネの取組を実施していない場合の燃油使用量)]	バイオ燃料等の利用や漁労機器の油圧から電化への切り替えを図る場合、程度や実現可能性に応じて評価。	◎
②水揚量・水揚金額と燃油使用量・燃油費の対比(低速走行による削減分を含めて算出可。)	5年後燃油使用量(kl)≤5年後水揚量(t) 又は 5年後推定燃油費(直近5年平均単価より推計)≤5年後推定水揚金額の25% のいずれかの達成見通しと実現可能性を評価。	「漁業経営セーフティーネット構築事業」における省エネ計画(購入予定数量削減目標)の中で、10年後に10%以上削減する目標を設定している。	○
③装置、装備品の省エネ化(省エネに資する内容を列記)、リサイクル等環境対応	取組内容に応じて評価。	自然冷媒を導入する。	○
④みどり認定の取得	実証に取り組む漁業者がみどり認定を受けている場合又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合に評価。		○
IV 漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善			
①漁船の安全性、居住性及び作業性	取組内容に応じて評価。	・漁船設備基準をILO基準 ^{※4} に適合させる場合、程度に応じて評価。	○
②担い手の確保・育成に資する取組み	取組内容に応じて評価。	・転落時に救難信号を発信するライフジャケットを人数分装備する。	○
③乗組員の1日あたりの労働時間(休息時間)の改善	改善幅とその実現可能性に応じて評価。	・用船契約を締結する漁船の所有者又は使用者の独自の取組として、乗組員の海技免状の取得のための支援措置を講じる。	○
④乗組員の労働環境の改善(船内Wi-Fi設置、1航海日数の短縮化等)(①～③に該当するものを除く。)	取組内容に応じて評価。	・農福連携(水福連携) ^{※5} の推進に取り組む。 (経営者が障がい者を従事者として雇用する場合に限る。陸上の事務や事業で水揚げした製品の販売に関わる業務のために雇用する場合も対象。)	○
V 全体の収支見込等			
全体の収支見込、償却前利益の確保	全体の収支見込及び償却前利益の確保の妥当性・実現可能性を評価。 (漁獲量の変動リスクを踏まえた余裕のある計画となっているか、漁獲量増加を見込んでいる場合、対象資源の専門家の評価が踏まえられているか等合理性の有無に留意。)		◎
VI 設備等の遊休化の再発防止			
過去に遊休化が確認された設備等の導入の有無	「遊休化が確認された設備等の一覧」に記載のある設備等を導入する計画となっていないか。当該一覧に記載のある設備等を導入する場合は、改革計画に遊休化のおそれがないことについての説明が記載されているかを確認の上、その妥当性を評価。		◎
漁獲対象種の資源状況を踏まえた設備導入の妥当性	漁獲対象種の資源状況を踏まえ、設備が使われなくなるおそれはないか、設備導入の妥当性を評価。		◎
VII 委員追加点			
その他加算すべき内容があれば理由を付して加 点	(上記評価項目にない評価すべき取組がある場合や全体を通して特に評価すべき内容がある場合が対象。)		○

※ 要領上の必須項目(緑色)について、一定の評価に達しない場合又は全体の評価が著しく低い場合は認定しない。

※1: 要領上及び事業の趣旨から必須の項目は◎、必須ではないが計画に記載があれば採点する項目は○。

※2: 高速ブロードバンド衛星通信、ウェザールーティングシステム、燃料消費モニター、倉倉内温度計測器、鳥見レーダー、ソナーブイ、漁獲情報・水温情報の即時発信による漁場予測の高度化(←Ⅱ③加算ポイントとする。)等。

※3: 削減率(%)=100×[1-[(5年後燃油使用量/5年後漁獲量又は水揚金額)×(直近5年平均の漁獲量又は水揚金額/直近5年平均の燃油使用量)]]。

※4: 総トン数20t以上200t未満の漁船にあっては「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針(平成19年7月26日付け水産庁長官通知)」による。

※5: 農福連携とは、「農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組」をさし、「水福連携」は農業を水産業に置き換えたもの。
参考URL https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_suishin_kaiji/dai2/siryou1.pdf

「要領」: 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領

中央協議会における審査基準(改革型のうち沿岸漁業者による協業化)

	基礎ポイント	加算ポイント	対象メニュー第1
			改革型
Ⅰ 収益性向上の取組			
①沿岸漁業者が行う協業化	沿岸漁業者が行う協業化の取組となっているか、これまでに類似の事例がある場合にはその結果を踏まえた上で計画が練られているか、取組内容に新規性があるか、国費に見合う実証価値があるか、十分な波及効果が期待できるか、労働生産性の向上(効率化)が図られているかの観点から、度合いと実現可能性に応じて評価。 (主要な取組が新船建造によらずとも実施可能な場合は低評価。)	下記に該当する場合、新規性を勘案して評価。ただし収益性向上に資する場合に限る。 (複数選択可。ただし1つの行為が複数に該当する場合はいずれか1つを選択。)	◎
		ア 共同操業の実施 イ 船・施設・機器の共同利用 ウ 販売窓口の統一 エ 研究機関で有効性が確認された漁労技術等の導入 オ 操業手法の大幅転換	○ ○ ○ ○ ○
②ICT技術の活用による操業効率化	過去にもうかる事業で採用された技術や装置、取組等 ^{※2} の効果検証を踏まえた上で有効なものを採用しているか、その度合いと実現可能性に応じて評価(Ⅱ③に関する取組を除く。)	これまでに採用されていない新たな有効な技術や装置等を投入する場合、実証する価値と実現可能性に応じて評価。	○
③漁船のメンテナンスにかかるコストの低減	改修費低減への取組の程度に応じて評価。	船体の大幅改修や再利用が容易であり、かつ、エンジンや冷凍機の換装が容易である等従来の仕様に囚われない設計を新たに考案しこれを導入しようとする場合、将来性を踏まえて評価。	○
④流通販売(輸出促進を含む。)	マーケットインの取組等、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。	下記に該当する場合に評価。	◎
		ア 輸出促進対策を講じる場合、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。 (ただし、新船建造又は大規模改修によらねば困難なほどのハード面の取組改善がある場合が対象。) イ 輸出実績があり、関連施設のHACCP認証を取得する等業界団体を挙げて今後の収益向上の取組として重要視している場合、程度に応じて評価。	○ ○
Ⅱ 資源管理			
①資源管理計画・協定以外の自主的な取組	資源管理計画・協定の内容を記載の上、同協定の効果を高める自主的な取組や同協定の内容を上回る取組を実施する場合、資源管理への影響に応じて評価(②との重複可。)		◎
②改正漁業法に基づく数量管理(IQ管理)の高度化	主たる漁獲物(水揚金額の半分以上を占める魚種)でIQ管理若しくはこれに準ずる取組を行っている場合、又は、当該取組の導入に向けて具体的な取組を行っている場合、その進展度合い等に応じて評価(業界団体としての主体的な取組がない場合は低評価。)	下記に該当する場合に評価。	○
		ア 船上記録カメラを搭載し、管理当局から情報提供を求められたら提供するとしている場合、地域漁業管理機関の取決めの枠外で実証船に自主的にオブザーバーを乗船又は電子モニタリングシステムを搭載させることを業界団体として誓約する場合。 イ スクラップ漁船からIQ譲渡を受ける計画。	○ ○
③漁獲報告の電子化・自動化等	洋上からの電子化した漁獲報告(FAX除く)の取組状況又は取組予定について、業界を挙げて取り組んでいる場合、地域又はグループの取組である場合、行政当局に相談の上独自の取組を行う場合、行政当局から要請があった場合に対応している場合、の順に程度に応じて評価。	下記に該当する場合に評価。 ア 洋上からの漁獲報告の自動化に既に取り組んでいる場合。 イ 操業情報、水温等の漁海況データを、資源評価を担う研究機関又は漁海況予測の精度向上に協力する機関の求めに応じ自動送信することとしている場合。	○
Ⅲ みどりの食料システム戦略(省エネの取組)			
①水揚量又は水揚金額あたりの燃油使用量の削減(低速走行による削減分を除く。操業日数削減による効果を含む。) (船団操業の場合は船団全体の削減幅で評価。業界全体で減船する場合は減船による削減分を考慮可。)	削減率 ^{※3} とその実現可能性に応じて評価。	バイオ燃料等の利用や漁労機器の油圧から電化への切り替えを図る場合、程度や実現可能性に応じて評価。	◎
②水揚量・水揚金額と燃油使用量・燃油費の対比(低速走行による削減分を含めて算出可。)	5年後燃油使用量(kl)≤5年後水揚量(t) 又は 5年後推定燃油費(直近5年平均単価より推計)≤5年後推定水揚金額の25% のいずれかの達成見通しと実現可能性を評価。	「漁業経営セーフティネット構築事業」における省エネ計画(購入予定数量削減目標)の中で、10年後に10%以上削減する目標を設定している。	○
③装置、装備品の省エネ化(省エネに資する内容を列記)、リサイクル等環境対応	取組内容に応じて評価。	自然冷媒を導入する。	○
④みどり認定の取得	実証に取り組む漁業者がみどり認定を受けている場合又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合に評価。		○
Ⅳ 漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善			
①漁船の安全性、居住性及び作業性	取組内容に応じて評価。	・漁船設備基準をILO基準 ^{※4} に適合させる場合、程度に応じて評価。	○
②担い手の確保・育成に資する取組み	取組内容に応じて評価。	・転落時に救難信号を発信するライフジャケットを人数分装備する。	○
③乗組員の1日あたりの労働時間(休息時間)の改善	改善幅とその実現可能性に応じて評価。	・用船契約を締結する漁船の所有者又は使用者の独自の取組として、乗組員の海技免状の取得のための支援措置を講じる。	○
④乗組員の労働環境の改善(船内Wi-Fi設置、1航海日数の短縮化等)(①～③に該当するものを除く。)	取組内容に応じて評価。	・農福連携(水福連携) ^{※5} の推進に取り組む。 (経営者が障がい者を従事者として雇用する場合に限る。陸上の事務や事業で水揚げした製品の販売に関わる業務のために雇用する場合も対象。)	○
Ⅴ 全体の収支見込等			
全体の収支見込、償却前利益の確保	全体の収支見込及び償却前利益の確保の妥当性・実現可能性を評価。 (漁獲量の変動リスクを踏まえた余裕のある計画となっているか、漁獲量増加を見込んでいる場合、対象資源の専門家の評価が踏まえられているか等合理性の有無に留意。)		◎
Ⅵ 設備等の遊休化の再発防止			
過去に遊休化が確認された設備等の導入の有無	「遊休化が確認された設備等の一覧」に記載のある設備等を導入する計画となっていないか。当該一覧に記載のある設備等を導入する場合は、改革計画に遊休化のおそれがないことについての説明が記載されているかを確認の上、その妥当性を評価。		◎
漁獲対象種の資源状況を踏まえた設備導入の妥当性	漁獲対象種の資源状況を踏まえ、設備が使われなくなるおそれはないか、設備導入の妥当性を評価。		◎
Ⅶ 委員追加点			
その他加算すべき内容があれば理由を付して加算	(上記評価項目にない評価すべき取組がある場合や全体を通して特に評価すべき内容がある場合が対象。)		○

※ 要領上の必須項目(緑色)について、一定の評価に達しない場合又は全体の評価が著しく低い場合は認定しない。

※1: 要領上及び事業の趣旨から必須の項目は◎、必須ではないが計画に記載があれば採点する項目は○。

※2: 高速ブロードバンド衛星通信、ウェザールーティングシステム、燃料消費モニター、魚倉内温度計測器、鳥見レーダー、ソナーブイ、漁獲情報・水温情報の即時発信による漁場予測の高度化(→Ⅱ③加算ポイントとする。)等。

※3: 削減率(%)=100×[1−{(5年後燃油使用量／5年後漁獲量又は水揚金額)×(直近5年平均の漁獲量又は水揚金額／直近5年平均の燃油使用量)}]。
(直近の実績がない場合は、改革計画に記載されている省エネの取組を実施した場合と実施しなかった場合の燃油使用量を適切に試算し比較すること、もしくは、改革前の既存漁船又は同じ漁業種類の同程度トン数の漁船と比較すること。)

※4: 総トン数20t以上200t未満の漁船にあっては「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針(平成19年7月26日付け水産庁長官通知)」による。

※5: 農福連携とは、「農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組」をさし、「水福連携」は農業を水産業に置き換えたもの。
参考URL https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku-suishin_kaigi/dai2/siryou1.pdf

中央協議会における審査基準(既存船活用型)

	基礎ポイント	加算ポイント	対象メ ニュー ズ1
			マイルド 型
I 収益性向上の取組			
①操業生産体制の改革	下記に該当する取組による10%以上の生産性向上について、これまでに類似の事例がある場合にはその結果を踏まえた上で計画が練られ、取組内容に新規性があるか、国費に見合う実証価値があるか、十分な波及効果が期待できるか、労働生産性の向上(効率化)が図られているかの観点から、度合いと実現可能性に応じて評価。 ア 単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化 イ 養殖業への転換 ウ 複数経営体の連携による協業化や共同経営化 等	下記に該当する場合、新規性を勘案して評価。ただし収益性向上に資する場合に限る。 (複数選択可。ただし1つの行為が複数に該当する場合はいずれか1つを選択。)	◎
		ア 操業方法の大幅転換を図る。 イ 既存規制の緩和につながる。 ウ 操業の協業化又は共同経営化を図る。 (事務・陸上作業の協業化を含む。)	○ ○ ○
②ICT技術の活用による操業効率化	過去にもうかる事業で採用された技術や装置、取組等 ^{※2} の効果検証を踏まえた上で有効なものを採用しているか、その度合いと実現可能性に応じて評価(Ⅱ③に関する取組を除く。)	これまでに採用されていない新たな有効な技術や装置等を投入する場合、実証する価値と実現可能性に応じて評価。	○
③流通販売(輸出促進を含む。)	マーケットインの取組等、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。	下記に該当する場合に評価。	◎
		ア 輸出促進対策を講じる場合、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価。 (ただし、大規模改修によらねば困難なほどのハード面の取組改善がある場合が対象。) イ 輸出実績があり、関連施設のHACCP認証を取得する等業界団体を挙げて今後の収益向上の取組として重要視している場合、程度に応じて評価。	○ ○
II 資源管理			
①資源管理計画・協定以外の自主的な取組	資源管理計画・協定の内容を記載の上、同協定の効果を高める自主的な取組や同協定の内容を上回る取組を実施する場合、資源管理への影響に応じて評価(②との重複可。)		○
②改正漁業法に基づく数量管理(IQ管理)の高度化	主たる漁獲物(水揚金額の半分以上を占める魚種)でIQ管理若しくはこれに準ずる取組を行っている場合、又は、当該取組の導入に向けて具体的な取組を行っている場合、その進展度合い等に応じて評価(業界団体としての主体的な取組がない場合は低評価。)	下記に該当する場合に評価。 ア 船上記録カメラを搭載し、管理当局から情報提供を求められたら提供するとしている場合、地域漁業管理機関の取決めの枠外で実証船に自主的にオブザーバーを乗船又は電子モニタリングシステムを搭載させることを業界団体として誓約する場合。 イ スクラップ漁船からIQ譲渡を受ける計画。	○ ○ ○ ○
③漁獲報告の電子化・自動化等	洋上からの電子化した漁獲報告(FAX除く)の取組状況又は取組予定について、業界を挙げて取り組んでいる場合、地域又はグループの取組である場合、行政当局に相談の上独自の取組を行う場合、行政当局から要請があった場合に対応している場合、の順に程度に応じて評価。	下記に該当する場合に評価。 ア 洋上からの漁獲報告の自動化に既に取り組んでいる場合。 イ 操業情報、水温等の漁海況データを、資源評価を担う研究機関又は漁海況予測の精度向上に協力する機関の求めに応じ自動送信することとしている場合。	○
III みどりの食料システム戦略(省エネの取組)			
①水揚量又は水揚金額あたりの燃油使用量の削減(低速走行による削減分を除く。操業日数削減による効果を含む。)(船団操業の場合は船団全体の削減幅で評価。業界全体で減船する場合は減船による削減分を考慮可。)	削減率 ^{※3} とその実現可能性に応じて評価。	バイオ燃料等の利用や漁労機器の油圧から電化への切り替えを図る場合、程度や実現可能性に応じて評価。	◎
②水揚量・水揚金額と燃油使用量・燃油費の対比(低速走行による削減分を含めて算出可。)	5年後燃油使用量(kl)≤5年後水揚量(t) 又は 5年後推定燃油費(直近5年平均単価より推計)≤5年後推定水揚金額の25% のいずれかの達成見通しと実現可能性を評価。	「漁業経営セーフティーネット構築事業」における省エネ計画(購入予定数量削減目標)の中で、10年後に10%以上削減する目標を設定している。	○
③装置、装備品の省エネ化(省エネに資する内容を列記)、リサイクル等環境対応	取組内容に応じて評価。	自然冷媒を導入する。	○
④みどり認定の取得	実証に取り組む漁業者がみどり認定を受けている場合又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合に評価。		○
IV 漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善			
①漁船の安全性、居住性及び作業性	取組内容に応じて評価。	・漁船設備基準をILO基準 ^{※4} に適合させる場合、程度に応じて評価。	○
②担い手の確保・育成に資する取組み	取組内容に応じて評価。	・転落時に救難信号を発信するライフジャケットを人数分装備する。	○
③乗組員の1日あたりの労働時間(休憩時間)の改善	改善幅とその実現可能性に応じて評価。	・用船契約を締結する漁船の所有者又は使用者の独自の取組として、乗組員の海技免状の取得のための支援措置を講じる。	○
④乗組員の労働環境の改善(船内Wi-Fi設置、1航海日数の短縮化等)(①～③に該当するものを除く。)	取組内容に応じて評価。	・農福連携(水福連携) ^{※5} の推進に取り組む。 (経営者が障がい者を従事者として雇用する場合に限る。陸上の事務や事業で水揚げした製品の販売に関わる業務のために雇用する場合も対象。)	○
V 全体の収支見込等			
全体の収支見込、償却前利益の確保	全体の収支見込及び償却前利益の確保の妥当性・実現可能性を評価。 (漁獲量の変動リスクを踏まえた余裕のある計画となっているか、漁獲量増加を見込んでいる場合、対象資源の専門家の評価が踏まられているか等合理性の有無に留意。)		◎
VI 設備等の遊休化の再発防止			
過去に遊休化が確認された設備等の導入の有無	「遊休化が確認された設備等の一覧」に記載のある設備等を導入する計画となっていないか。当該一覧に記載のある設備等を導入する場合は、改革計画に遊休化のおそれがないことについての説明が記載されているかを確認の上、その妥当性を評価。		◎
漁獲対象種の資源状況及び研究機関での試験結果を踏まえた設備導入の妥当性	漁獲対象種の資源状況及び研究機関での試験結果を踏まえ、設備が使われなくなるおそれはないか、設備導入の妥当性を評価。		◎
VII 委員追加点			
その他加算すべき内容があれば理由を付して加 点	(上記評価項目にない評価すべき取組がある場合や全体を通して特に評価すべき内容がある場合が対象。)		○

※ 要領上の必須項目(緑色)について、一定の評価に達しない場合又は全体の評価が著しく低い場合は認定しない。

※1: 要領上及び事業の趣旨から必須の項目は◎、必須ではないが計画に記載があれば採点する項目は○。

※2: 高速ブロードバンド衛星通信、ウェザールーティングシステム、燃料消費モニター、魚倉内温度計測器、鳥見レーダー、ソナーブイ、漁獲情報・水温情報の即時発信による漁場予測の高度化(←Ⅱ③加算ポイントとする。)等。

※3: 削減率(%)＝100×〔1－{(5年後燃油使用量／5年後漁獲量又は水揚金額)×(直近5年平均の漁獲量又は水揚金額／直近5年平均の燃油使用量)}〕。
(直近の実績がない場合は、改革型漁船が、改革計画に記載されている省エネの取組を実施した場合と実施しなかった場合の燃油使用量を適切に試算し比較すること、もしくは、改革前の既存漁船又は同じ漁業種類の同程度トン数の漁船と比較すること。)

※4: 総トン数20t以上200t未満の漁船にあっては「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針(平成19年7月26日付け水産庁長官通知)」による。

※5: 農福連携とは、「農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組」をさし、「水福連携」は農業を水産業に置き換えたもの。
参考URL https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/dai2/siryou1.pdf